

事業主の皆様へ ～障がい者の職場（体験）実習のお願い～

当支援センターでは、障がい者の方々の「働きたい」という希望を実現するために、各関係機関と連携を図りながら、就業面及び生活面での支援を継続的行なっています。そのなかで、「職場（体験）実習」は、実際の職場で自分の力を試すことができ、また、なかなか知り合うことのない障がい者と事業所との間をつなぎ、お互いの理解を深める有意義な機会であります。事業主の皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

<職場実習を行なうにあたって>

期 間

実働 3 日～15 日間で設定致します。

勤務時間や休日等について

実施事業所の就業規則に合わせます。

報 酬

実習生に対する賃金支給は必要ありません。（雇用契約をしていないため）

その替わり「職場実習手当」（1 日×1,000 円）が支給されます。

謝礼金について

実習の場を提供していただいた御礼として、実習期間が 15 日間を超えた場合は 16 日目から 1 日 1,000 円の謝金となります。

謝金振込に関しましては、実習の全日程が終了したあととなります。

（※15 日間までは秋田県より 1 日×2,000 円の職場実習奨励金を支給いたします。）

事故等について

実習中の事故や怪我に備えて、実習生は、実習中保険に加入します。

※（保険料は当センターが負担）

※実習が終了した際には、今後の参考とするために、実習の評価票を書いていただきます。

※職場実習の間は、必要に応じて、当センターの職員が、定期的に職場を訪問させていただく場合もあります。何かお気づきの点がございましたら、遠慮なくご指摘くださいますようお願い致します。

職場実習はもとより、見学や訪問の機会でも何でも結構です。ご協力のほどお願いいたします。

ウェルビューいずみ障害者就業・生活支援センター

〒010-0817 秋田市泉菅野 2 丁目 17-27

☎018-896-7088